

## 7. 主な犯罪被害者等支援体制の概要

### (1) 犯罪被害者等全般に関するもの

機関・団体名	設置主体	機関・団体の業務	支援業務の内容	支援形態の別	人員体制・設置状況
警視庁 道府県警察 本部 警察署	都道府県 (都道府県 警察(公安 委員会が管 理))	被害者の被害の回 復、軽減及び安全の 確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者に対する情 報提供等</li> <li>・相談・カウンセリ ング</li> <li>・捜査過程における 被害者の負担の軽減 のため、施設の整 備・改善、指定被害 者支援要員による支 援</li> <li>・被害者の安全の確 保 等</li> </ul>	面接、電話 等	(人員体制) 都道府 県警察職員の定数 28万927(平成18年度) (設置状況) 都道府 県警察 47、警察署 1,219
財団法人 犯罪被害救 援基金	財団法人 犯罪被害救 援基金	犯罪被害者遺児等に 対する奨学金等の給 与、その他の犯罪被 害者に係る救援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金等給与事業</li> <li>・生活指導相談事業</li> <li>・支援事業</li> <li>・事業対象者の実態 調査事業</li> <li>・その他</li> </ul>	電話 等	1か所(東京都)
都道府県暴 力追放運動 推進セン ター	都道府県暴 力追放運動 推進セン ター	暴力追放事業(広報 活動、民間の組織活 動の援助、相談事業、 不当要求防止責任者 講習の委託実施、不 当要求情報管理機関 の援助、救援事業、少 年指導委員の研修、 その他付帯事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団員による不 当な行為に関する相 談活動</li> <li>・暴力団員による不 当な行為による被害 者への支援活動</li> <li>・暴力団員を相手方 とした民事訴訟の支 援活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談</li> <li>・見舞金の支給</li> <li>・裁判手続費用等の 無利子貸付</li> <li>・情報提供 等</li> </ul>	(設置状況) 各都道 府県に1か所
犯罪被害者 等早期援助 団体	犯罪行為の 発生後速や かに被害者 等を援助す ることによ り当該犯罪 被害等の早 期の軽減に 資すること を目的とし て設立され た営利を目 的としない 法人(都道 府県公安委 員会が指 定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者等に対する 援助の必要性に関する 広報活動及び啓発 活動</li> <li>・犯罪被害等に関する 相談</li> <li>・犯罪被害者等給付 金の裁定の申請補助</li> <li>・物品の供与又は貸 与、役務の提供その 他の方法による被害 者等の援助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の広報誌やパ ンフレット等の作 成、配布</li> <li>・カウンセリングの 実施</li> <li>・犯罪被害者等給付 金の申請から給付ま での手続の概要の説 明</li> <li>・病院や警察署等へ の付添い 等</li> </ul>	面接、電話 等	9団体(平成18年6 月現在) 社団法人みやぎ被 害者支援センター(宮 城県) 社団法人秋田被害者 支援センター(秋田 県) 社団法人被害者支援 都民センター(東京 都) 社団法人いばらき被 害者支援センター(茨 城県) 社団法人埼玉犯罪被 害者援助センター(埼 玉県) 社団法人被害者サ ポートセンターあい ち(愛知県) 社団法人京都犯罪被 害者支援センター(京 都府) 社団法人熊本犯罪被 害者支援センター(熊 本県) 社団法人宮崎犯罪被 害者支援センター(宮 崎県)

機関・団体名	設置主体	機関・団体の業務	支援業務の内容	支援形態の別	人員体制・設置状況
日本司法支援センター	総合法律支援法に基づき、独立行政法人の枠組みに従って設立されたものである。	①法的トラブルに応じた最も適切な機関・団体の情報を無料で提供する情報提供業務 ②資力の乏しい方のために、無料法律相談や裁判代理費用、書類作成費用の立替え等を行う民事法律扶助業務 ③弁護士や司法書士がいないなどの理由で法律サービスを受けることが難しい地域において、適切な料金で法律サービスを提供する司法過疎対策 ④犯罪の被害に遭われた方に、被害者の支援に詳しい弁護士や犯罪被害者支援団体等に関する情報を無料で提供する犯罪被害者支援業務 ⑤迅速・確実に国選弁護人を確保して、捜査から裁判まで一貫した国選弁護体制を整備し、裁判員制度の実施を支える国選弁護関連業務	犯罪被害者等の方のために様々な取組をしている団体等と緊密な連携関係を構築しつつ、個々の犯罪被害者等の心情に配慮しながら、そのときに最も必要な援助が受けられるような収集整理した情報を速やかにかつ懇切丁寧に提供する。また、各地の弁護士会あるいは日本弁護士連合会と提携し、犯罪被害者支援に精通した弁護士を犯罪被害者に紹介する。さらに、必要に応じ、民事法律扶助制度も活用しながら、事案に応じた適切な弁護士等から必要な法的サービスが受けられるようにする。	全国1か所に設置されたコールセンターに犯罪被害者等専用ダイヤルを設け、専門のオペレーターから電話による情報提供を実施する。また、全国50か所の地方事務所において、専門相談員や情報提供担当職員から面談による情報提供を実施する。	(設置状況) 東京都に本部を設置し、地方裁判所本庁所在地に対応した全国50か所に地方事務所を設置しているほか、地裁大規模支部に対応した地域や司法過疎地域等に支部・出張所等を設置している。
検察庁 (被害者支援員)	国	・被害者等通知制度の実施 ・(被害者支援員)犯罪被害者やそのご遺族の方々の負担や不安ができるだけ和らげるため、犯罪被害者の支援に携わる「被害者支援員」を全国の検察庁に配置しており、各種相談及び手続の手助け、関係機関や団体等の紹介などを行う。	・被害者等に対する事件の処分結果、刑事裁判の結果などに関する情報の提供 ・(被害者支援員)被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者の方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行う。	・文書、口頭等 ・(被害者支援員)面接、電話相談(専用電話「被害者ホットライン」設置)	【被害者等通知制度関係】 (設置状況)最高検察庁(1か所)、高等検察庁(14か所(支部6か所を含む。))、地方検察庁(253か所(支部203か所を含む。))、区検察庁(438か所)。 【被害者支援員関係】 (人員体制)全国の検察庁に配置しており、特に大規模庁においては常時複数名を配置している。 (設置状況)全国50か所の地方検察庁